

利根町告示第71号

平成28年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月25日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成28年12月6日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成28年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 6	火	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	12. 7	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
3	12. 8	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	12. 9	金	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
5	12. 10	土	休 会	議案調査	
6	12. 11	日	休 会	議案調査	
7	12. 12	月	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成28年第4回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成28年12月6日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	清水一男君
企 画 財 政 課 長	飯塚良一君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	岡野寛之君
福 祉 課 長	石田通夫君
子 育 て 支 援 課 長	大野敏明君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	武藤武治君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	寺田寛君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	宮 本 正 裕
書	矢 口 敬 子

1. 会議録署名議員

9 番	今 井 利 和 君
10 番	若 泉 昌 寿 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成28年12月6日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第56号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第4 議案第57号 利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第58号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第59号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第60号 利根町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第61号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第64号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第65号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第68号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第69号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第71号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第20 議員派遣の報告

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の件  
日程第3 議案第56号  
日程第4 議案第57号  
日程第5 議案第58号  
日程第6 議案第59号  
日程第7 議案第60号  
日程第8 議案第61号  
日程第9 議案第62号  
日程第10 議案第63号  
日程第11 議案第64号  
日程第12 議案第65号  
日程第13 議案第66号  
日程第14 議案第67号  
日程第15 議案第68号  
日程第16 議案第69号  
日程第17 議案第70号  
日程第18 議案第71号  
日程第19 諮問第1号  
日程第20 議員派遣の報告

---

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から、平成28年8月分から平成28年10月分の現金出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

9番 今井利和 議員

10番 若泉昌寿 議員

を指名いたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの通算7日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの7日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりです。

---

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。それでは、定例会に先立ちまして、総括説明を行います。

平成28年第4回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、10月18日には福島県の矢吹町が、先月の15日には香川県の綾川町が子育て支援事業や認知症予防事業などの行政視察ということで、遠くからお見えになられた際には、関係委員の皆様方には大変温かいお出迎え、そして丁寧な対応をいただき、この場をおかりして重ねて厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げます。

まず初めに、国の動向に触れますが、政府は、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、そして雇用環境のさらなる改善につなげることで、経済の好循環のさらなる拡大を図ろうと、現在、さまざまな政策に取り組んでいるところでございます。

国内の経済雇用情勢を見ますと、内閣府は、景気はこのところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いていると、今年の3月から引き続き同様の判断を提示し、また、厚労省の雇用情勢の推移においても、雇用は着実に改善が進んでいるとの判断が示され、デフレからの完全脱却にはまだ至っていないとはいえ、こうした改善傾向の背景に政府の政策の実行努力をうかがいとることができます。

一方で、海外に目を向けますと、さきのアメリカの大統領選で、ドナルド・トランプ氏が当選をいたしました。次期大統領への正式就任前ではありますが、TPP離脱やエネルギー規制撤廃などの政策発言が世界に波紋を広げているところでもあります。現在、我が国を含め、関係各国への影響が心配されているところでもございます。

こうしたことで、海外経済の動向が大変気になるところではございますが、現在、当町においては、新年度に向け予算の編成作業を進めているところでございます。国内外の経済情勢や国県、そして関係団体の動向も注視しつつ、積極的な歳入確保に努めるとともに、歳出面では、適正化を含めた事務事業の見直しと徹底した経常経費の削減を重点に置いた予算編成に努めていきたいと考えております。

それでは、ここで主なものとなりますが、昨今の事業の進捗状況について申し上げます。

最初に、個人番号カードの交付状況について申し上げますと、本年10月31日現在でございますが、カードの申請件数は1,953件で、11月1日現在の人口に占める申請割合ですが、11.6%、申請者へのカード交付件数ですが1,623件という状況でございます。本年10月1日より個人番号カードを利用した住民票と印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスが始まっておりますが、証明書の交付手数料は1通200円と、窓口交付より100円安いこと。また、土、日、祝日や夜間などの役場の閉庁時間にも利用できるということで、今後も住民の方々の利便性向上が図られるものと考えております。

続きまして、福祉関係で、臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金の支給状況でございますが、11月30日現在、臨時福祉給付金につきましては、件数が1,402件、人数で申し上げますと1,902名の方々に570万6,000円の給付金を支給しております。

また、障害・遺族年金受給者向け給付金ですが、件数で72件、人数にして73名の方に219万円の給付金を支給しており、合計では789万6,000円の支給額となります。

次に、児童クラブ関係ですが、文間小学校の児童クラブ教室新築工事につきましては、11月末時点で進捗率が約85%という状況となっております。今後は、外構工事や開級に向けて、備品等の整備、引っ越し作業を行い、平成29年4月1日の供用開始を目指しております。

続いて、インフルエンザ関係ですが、ことしはインフルエンザの流行期が例年より早く始まっております。町では、今年から小児インフルエンザの助成額の引き上げや、第3子以降の子供には、さらに助成額の拡大といった対応を図っておりますので、多くの方にご利用いただき、感染予防の一助につながればと考えております。また、今年度も県と連携

し、新型インフルエンザ対策の机上訓練を予定しております。常に感染症情報に注意を払うことで、新型インフルエンザ等の予防対策におくれのないよう、しっかりと対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、空家等対策協議会関係でございますが、9月定例会において、利根町空家等対策協議会条例のご承認をいただき、先月21日に第1回目の協議会を開催しております。

この協議会では、国で定める空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断に関することや、特定空家等に対する措置の方針に関する事項などを協議していただくこととなりますが、今後は、町の空家等対策計画を策定し、特措法や町が定めた計画に沿って事業を実施していくことで、町民の皆様方が安心して暮らせるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、プレミアム商品券についてです。

プレミアム商品券は、プレミアム率10%、1万円で1万1,000円の買い物ができる商品券が、今月4日から800セット販売されております。今年度は、7月の販売分を含めて1,500セット、金額で1,650万円の商品券が販売されたこととなります。報告によりますと、当日の午前11時には完売と伺っております。

次に、観光協会のイメージキャラクター「とねりん」についてですが、「とねりん」は、平成26年度にデザインを募集し、全国から集まった388点の応募作品の中から審査を行い、昨年の10月に観光協会のイメージキャラクターとして決定いたしました。

今年度は、その「とねりん」の着ぐるみを製作し、11月3日に開催した利根町地場産業フェスティバルの中で披露させていただいております。今後は、「とねりん」を活用し、観光PR、特産品の紹介など、町の魅力を広くアピールしていきたいと考えております。

続きまして、押付地区河川防災ステーション事業の進捗状況でございます。

国の発注事業として、一部用地交渉に入っております。また、町発注の防災ステーション関連事業でございますが、区画を整備するための道路新設工事については、既に発注済みとなっております。また、町が建築する押付地区水防センターですが、10月14日に契約を締結し、現在、地盤改良工事を実施しているところでございます。

次に、道路の整備状況ですが、町道112号線大房地区の道路拡幅改良工事については、既に工事を発注しており、現在、拡幅工事を施工しているところでございます。また、町道1215号線の押戸南地区の道路修繕工事、町道1169、町道1170号線の大平地区道路拡幅工事、町道104号線のフレッシュタウン地区道路舗装修繕工事についても、既に工事を発注済みでございます。

最後に、教育関係でございます。

布川小学校及び利根中学校の大規模改造事業の進捗状況は、現在、布川小学校につきましては、1階の普通教室と特別教室を除き、改修工事が完了しております。また、利根中学校については、屋根と外壁の外部改修工事が特別教室と技術棟とも完了しており、内装

改修工事につきましては、特別教室と1、2階の普通教室、3階の特別教室、特別教室等のトイレ、技術棟以外の改修工事が完了しております。今後も児童生徒に教室の移動をお願いしながら、順次改修を行い、両校ともに3月末には完了という予定になっております。

児童生徒、保護者の皆様には、もうしばらくご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、布川小学校の給食室については、改修工事が終了したことから、今月より給食を再開したところでございます。利根中学校の給食室については、今後、検査引き渡しを行った後、給食備品の試運転等を行いまして、来年1月の3学期初めから給食を再開したいと、そのように考えております。また、文間小学校の屋内運動場大規模改修事業については、先月11月に国の交付金が決定されたことに伴い、今後、契約の手続きを行っていきたいと考えています。

以上、簡単ではありますが、主な事業の進捗状況等について申し上げてまいりました。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明に入ります。

今期定例会におきましては、専決処分の報告が1件、条例改正が6件、補正予算が6件、人事案件が3件、その他が1件の合計17件のご審議をお願いするものであります。

議案第56号は、平成28年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第57号は、利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例で、特別職給与法の改正により、特別職の国家公務員の期末手当支給率が改正されたことに伴い、国に準じて、町長の期末手当の支給率を改めたいので提案するものであります。

議案第58号は、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例で、特別職給与法の改正により、国に準じて教育長の期末手当の支給率を改めたいので提案するものであります。

議案第59号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、一般職の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、勤勉手当支給率及び扶養手当等が改正されたことに伴い、国に準じて職員の給料月額、勤勉手当の支給率及び扶養手当等の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第60号は、利根町税条例の一部を改正する条例で、所得税法等の一部改正及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、町の税条例を改めたいので提案するものであります。

議案第61号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、町独自の子育て支援策として実施している小児に係る医療福祉費支給の助成制度について、その対象者を高校3年生相当まで拡大することで、保護者の医療費にかかる経済的負担の軽減や、子育てしやすい環境づくりを推進したく、関係規定を改めたいので提案するものであります。

議案第62号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、所得税法等の一部改正及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行いたいので提案するものであります。

議案第63号は、平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ2億610万7,000円を追加し、総額を59億306万6,000円とするものであります。

議案第64号は、平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、事業勘定の歳入歳出に、それぞれ2億42万9,000円を追加し、総額を29億5,078万2,000円とするものであります。また、施設勘定については、歳入歳出にそれぞれ35万3,000円を追加し、総額を1億2,900万9,000円とするものであります。

議案第65号は、平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ376万6,000円を減額し、総額を2億8,910万1,000円とするものであります。

議案第66号は、平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為を追加するものであります。

議案第67号は、平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ90万9,000円を減額し、総額を14億7,707万8,000円とするものであります。

議案第68号は、平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ112万1,000円を追加し、総額を3億4,577万1,000円とするものであります。

議案第69号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、利根町大字羽根野800番地314、武谷昭子氏を利根町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第70号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字惣新田1762番地、鈴木智恵子氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第71号は、布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてで、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法の規定により提案し、議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、利根町大字羽根野900番地31、古田吉光氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

**○議長（井原正光君）** 報告及び議案の総括説明が終わりました。

今回の議案の配付等については、議案の撤回及び修正等が多くあったことから、大変議員の皆様方には議案調査にご迷惑をかけたというふうに思っております。

それで、今、町長から議案等の説明がございましたけれども、議案第55号について、さきに皆様方に配付したかと思いますが、それが撤回されておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

皆様方のところに、これいつているかと思うんですが。

10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、議長から55号撤回されたというお話ですが、これについて詳しく知りたいんですが、よろしいですか。尋ねたい、なぜなのか。

実は、私、議会運営委員会の委員ではありませんが、既に議会運営委員会のほうで、審議され、全ての当初の議案は我々にも配られました。それで、55号から今回は始まるように私は理解しておりました。ところが、金曜日でしたか、そういうお話がありまして、まだ、そのとき私は詳しいことはわかりませんが。どういうことかといいますと、55号は、要するに、平成28年度一般会計補正予算の専決処分、これが55号だったと思いますね。それで、56号が利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、これが56号だったんですが、結局これは取り下げということになりましたよね。

それで今度、きょう新しく出てきた議案ですと、56号が利根町一般会計補正予算の専決処分ということになってくるわけですよ。結局、なぜ55号を欠番にしたのか、その点をまずちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それでは、ご説明させていただきます。

今回、議案上程前の取り下げ、訂正ということで行っておりますので、本来であれば、56号を取り下げたことによりまして、57号から71号までを1号ずつ繰り上げて印刷し直しして上程すべきところがございますけれども、事務手続上、一番上の55号を繰り下げしまして、55号を欠番という取り扱いをしたものでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 当初は、56号が議員報酬の件だったんですよね。それで、55号が一般会計の補正、専決。そうですね。ですから、56号の、我々結局議員の報酬その見直しということですから、それを取り下げたわけですから、議案56号をそのまま欠番にして55号から始まってもいいんじゃないんですか。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 議案上程後であれば、そういう取り扱いにはなるとは思いますけれども、今回は、まだ議案上程前、要するに事前配付の時点ですので、今回このような取り扱いをしたものでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私もそこまで詳しくはわかりませんが、なぜ、議会運営委員会その中で結局、行政から上がってきたものの議案に対しては審議するわけですよね。

それで結局、議会運営委員会の中で、これは可決というか通ったわけですよ。ですから、我々は、それが正式なものかなと思うんですが、その辺は違うんですか。我々理解できないものでこれ尋ねているわけですけども。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 私、言った今回の取り下げして、その後、議会運営委員会を開いていただくということは申し入れたんですけども、今回私たちの訂正通知で取り扱うということで、今回このような形になっております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 通常、そういう場合は、議会運営委員会に改めて開いてもらって諮るべきじゃないかなと思うんですが、今回はそれを開いていないわけですよ。ですから、その辺が私には理解できないのかなと思うんですが。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番高橋議員。

○8番（高橋一男君） 質問があるので、私に一言しゃべらせてください。

ただいま全員協議会で、議案第55号に関して皆さん協議した結果、皆さんご理解したということで、これはこれで結構なんです。私は、56号、57号、58号の前段の議案に対して、56号が取り下げになったということで、これはこれで、私はもともとこの取り下げされたことは、個人的によかったとそう思っています。

それは議員の報酬、そして町長の給料、教育長の給料、これ3点は取り下げた状態になりましたけれども、この取り下げた理由、ここに載っていますけれども、この理由が私、理解できないんですよ。例えば、児童福祉法の改正によりとなっていますよね。それで新たに社会福祉士、それから保健師採用や再任用職員の任用、これがどうかするとなっていますよね。そのほか、来年度以降の人件費が非常に不透明であるということの理由づけになっていますけれども。この内容が果たして、11月30日の議会運営委員会を開いた時点、その後1日、2日の夕方、私のメールに入ったのは6時ですよ、6時。2日の6時までその間丸2日間でこれが取り下げたということですけども、この理由が余りにも、この理由では前々からわかっている理由なんです。これ私から見ると。突然起きたこの理由じゃないですよ。私から言わせると、これはあくまでも理由づけだなど、そういうふうに私、解釈しているんですよ。

総務課長が、どういうふうに理由づけしたかわからないけれども、私から言わせると、これは理由づけにならないですよ。後からつけたものだと私はそう思っています。そうじ

やないと、議運開いた後に、突然1日、2日の間に取り下げること起きたということは、相当緊急なことでもない限りはあり得ないことなんです。ですから、その辺をなぜこういう前々からわかっている理由を理由づけにしたのか、その辺ちょっと確認したい。

それともう1点は、これは、特別職報酬等の審議会、これが6月20日、7月4日、7月21日と3日間開催しています。これで、審議会の答申が出されているわけですよね。ですけども、この答申見ますと、議員の報酬5万円、町長の給料が25万5,000円、教育長の給料が54万8,000円と、こういう改正という時点を出して、これが3項目とも取り下げになったということで、これ審議会6月に開いているんですよ。そうすると、これ取り下げたということは、審議会何のために開いたんですか、それ確認したいの。その2点だけお願いします。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

大切なやつなので、説明してやってください。理解されることが一番いいこと。

○8番（高橋一男君） わからないんだよ、内容がわからない。

○総務課長（清水一男君） 理由は、皆さんに通知したとおりでございまして、平成29年度予算編成を進めている中で、こういった人件費の増加等があることから、不透明なところなので、今回提案を見送るということとしたこととさせていただきます。

報酬審議会に関しては、年度当初でございまして、町長のほうから諮問しまして、皆さんにお配りしてある答申書のように答申をいただいて提案する予定でありましたけれども、この理由書にあるとおり、予算編成を進めている中で、こういった人件費の見通しが不透明なところがあるということで、今回、提案を見送るということとしたものでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 今の清水課長の説明だと、このとおりのことを言っているだけなんだよ、このとおりのこと、こうしましたという話。私聞いているのは、この理由が本当に緊急だった理由なんですかと聞いているんです。1日、2日で取り下げのような理由だったのかということを知っているわけなんです。緊急の必要性の、人件費かかるの、これ当たり前でわかりますよ。このくらいのことは、この4項目見れば、不透明な人件費かかるってわかりますよ。こんなの1日、2日でわかった話じゃないでしょう、それを聞きたいんですよ。なぜ、1日と2日、2日間で取り下げのような状況になったのか、この内容で。これが私にはわからないということ。

それと答申、我々の3議案上げるために、出すために、結局答申、諮問したわけですよね、答申が出た、その答申に基づいて3議案を上程したわけですよ。そこまでいいんですよ。そのために審議会やったんですから。ところが、取り下げたということは、最初から審議会やった意味がないでしょう。どうするんですか、この審議会の答申は。その辺も含めてもう一度お願いします。

○議長（井原正光君） 高橋議員，58号，59号等についての中でも関連質問ということで，質疑できますけれども。

○8番（高橋一男君） 何号で。

○議長（井原正光君） 58号，59号でも今の審議会等についての質疑はできますけれども，その中でやったらどうでしょう。

○8番（高橋一男君） 私は質問終わったから，答えだけ聞きたい，それで終わります。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 答申書の取り扱いにつきましては，今回あくまでも通知しましたように，提案を見送るということですので，また時期が来ましたら提案するときには，その答申書のとおり提案する予定ではおります。

○議長（井原正光君） 10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今，議長が58号，59号の中でも関連してできるということなので，そのとき質疑したいと思います。もし，できなければ，私もどうしても納得できないので，ここで質問します。58，59号で，できますか。約束してくれますか。

○議長（井原正光君） これは，審議会に絡む，あれですから，私はできると理解しております。

○10番（若泉昌寿君） それは，認めるわけですね。

○議長（井原正光君） はい。

---

○議長（井原正光君） じゃあ，改めまして，日程第3，議案第56号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは，議案第56号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして，補足してご説明申し上げます。

この予算でございますが，平成28年度当初予算においてご承認いただきました債務負担行為において，期間及び限度額につきまして変更の必要が生じたことから，1ページにありますように，地方自治法第179条第1項の規定により，平成28年10月7日付で専決処分いたしましたので，同条第3項の規定により議会にご報告するとともに，ご承認を求めるため提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表，債務負担行為補正の表でございます。事項といたしまして，公用車リース事業（議長車）でございますが，補正前の期間，平成28年度から平成29年度までを平成28年度から平成38年度までに，補正前の限度額65万9,000円を131万1,000円に変更するものでござ

います。

以上で説明終わります。

済みません、訂正をお願いいたします。

補正前の期間でございますが、平成28年度から平成29年度までを、平成28年度から平成30年度までということでご訂正お願いします。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第56号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第57号 利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から、日程第9、議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第57号から日程第9、議案第62号までの6件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第57号から59号まで、清水総務課長。

〔総務課長清水一男登壇〕

○総務課長（清水一男君） それでは、議案第57号 利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年8月に提出された人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律が改正され、特別職の国家公務員の期末手当の支給率が改定されたことに伴い、国に準じて町長の期末手当の支給率に関する規定を改めたいので提案するものでございます。また、この議案は、第1条と第2条は、それぞれ施行期日が異なりますので、同じ条例を第1条で改正して第2条でさらに改正する条例となっております。

それでは、第1条について、参考資料1の新旧対照表によりご説明させていただきます。

第4条の改正については、町長の平成28年12月支給の期末手当率を100分の10引き上げるもので、現行の100分の165から100分の175に改正するものでございます。この条例改正の適用につきましては、平成28年4月1日から遡及適用するものでございます。

続きまして、第2条につきましては、参考資料2の新旧対照表によりご説明いたします。

第4条の改正については、第1条で、町長の平成28年12月支給の期末手当率を100分の10引き上げる改正を行いました。平成29年度からの期末手当率については、100分の10引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、6月分を100分の150から100分の155に引き上げ、また第1条で引き上げた12月分の期末手当率の100分の175を100分の170に引き下げるものでございます。この条例改正の施行日は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

裏面をお願いします。

附則についてご説明申し上げます。附則第1項、第2項は、順次説明させていただきました施行日及び遡及適用日についての規定でございます。第3項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするというみなし規定でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第58号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町長の給与条例改正と同様に、特別職の職員の給与に関する法律改正に伴い、国に準じて教育長の期末手当の支給率に関する規定を改めたいので提案するものでございます。また、この議案につきましても、第1条と第2条は、それぞれ施行期日が異なりますので、同じ条例を第1条で改正して、第2条でさらに改正する条例となっております。

それでは、第1条について、参考資料1の新旧対照表によりご説明させていただきます。

第2条第4項については、教育長の平成28年12月支給の期末手当率を100分の10引き上げるもので、現行の100分の165から100分の175に改めるものであります。この条例改正の適用につきましては、平成28年4月1日から遡及適用するものでございます。

続きまして、第2条につきましては、参考資料2の新旧対照表によりご説明させていただきます。

第2条第4項については、第1条で教育長の平成28年12月支給の期末手当率を100分の10引き上げる改正を行いました。平成29年度からの期末手当率については、100分の10引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、6月分を100分の150から100分の155に引き上げ、また第1条で引き上げた12月分の期末手当率の100分の175を100分の170に引き下げるものであります。この条例改正の施行日は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、附則についてご説明申し上げます。

附則第1項、第2項は順次説明させていただきましたが、施行日及び遡及適用日についての規定でございます。第3項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給

した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするみなし規定でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第59号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、勤勉手当の支給率及び扶養手当等が改定されたことに伴い、国に準じて職員の給料月額、勤勉手当の支給率及び扶養手当等の規定を改めたいので提案するものでございます。また、この議案は、二つの条例改正を一つの条例として提出させていただいておきまして、施行日が異なることから、同じ条例を第1条で改正して、第2条でさらに改正する条例となっております。第3条と第4条につきましても同様の改正をする条例となっております。

それでは、参考資料1から5の新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、参考資料1により、第1条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第10条の2の初任給調整手当の規定につきましては、月額で支給できる最高額を41万3,300円から41万3,800円に改正するものでございます。

次に、第21条第2項の勤勉手当の規定につきましては、掲げる額から定める額への語句の訂正をするものと、次のページになりますが、同項第1号の勤勉手当率の規定については、100分の10引き上げるもので、その引き上げによる支給を平成28年12月に支給するため、6月と12月の支給率の規定を分ける改正をしまして、6月の支給率は改正せずに12月の一般職員の支給率を100分の80を100分の90に、特定幹部職員の支給率を100分の100を100分の110に、それぞれ100分の10引き上げるものでございます。

次の第2号は、再任用職員に係る勤勉手当率の規定については、100分の5引き上げるもので、同様に平成28年12月に支給するため、6月と12月の支給率の規定を分ける改正をしまして、6月の支給率は改正せずに、12月の再任用職員の支給率100分の37.5を100分の42.5に、再任用職員の特定幹部職員の支給率100分の47.5を100分の52.5に、それぞれ100分の5引き上げるものでございます。

次のページになりますが、附則第19項は、減額対象職員が減額になる勤勉手当減額対象額に乗じる率の規定でありまして、今回の勤勉手当率の引き上げに伴い、同様に6月と12月に分ける改正をしまして、そのうち12月の支給率を引き上げるものでございます。

次に、別表の改正でありまして、別表第2の一般職に使用する行政職給料表と、別表第3のアの医師に使用する医療職給料表（1）及びイの保健師及び看護師に使用する医療職給料表（3）の改正につきましては、次のページ以降、別表に記載しておりますが、内容としましては、それぞれ初任給を1,500円引き上げ、若年層に対しても同程度の改正を行うものと、その他の職員については400円の引き上げとなりまして、平均で0.2%引き上げる

改正となっております。この第1条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正の適用につきましては、平成28年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料2をお願いいたします。

第2条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第11条第2項の規定につきましては、扶養手当の扶養対象親族の内容の改正でございます。現行の第2号にありました「及び孫」を削りまして、改正案にありますように、第3号として「孫」の規定を追加し、子と孫の扱いを分ける改正でございます。

次に、第3項の規定につきましては、扶養手当支給額の改正でございます。改正内容としましては、配偶者の支給額を1万3,000円から6,500円に引き下げ、前項第2号に該当する扶養親族たる子の支給額を6,500円から、次のページになりますが、1万円に引き上げ、次に現行欄になりますが、配偶者がいない場合に扶養親族の1人目に対して、1万1,000円を支給する規定を廃止するものでございます。

次に、第12条第1項の本文部分と第2号から第4号の改正については、扶養手当の届け出に関する規定でありまして、第11条第3項で配偶者がいない場合の扶養親族への支給規定を廃止したことにより、関連する届け出に関する規定を削除するものでございます。

次のページになりますが、第3項の冒頭の部分の支給時期に関する改正につきましては、次の4ページになりますが、第1号から第3号を加え、各号で規定するため削除するものでございます。また、今の4ページの冒頭の部分の改正につきましては、第11条第3項で配偶者がいない場合の支給規定を廃止したことにより、関連する支給額の改定に関する規定を削除するものでございます。

次に5ページをお願いいたします。

第21条第2項第1号の改正につきましては、先ほど参考資料1で説明しました第1条で、平成28年12月に支給する勤勉手当率を100分の10引き上げる改正を行いましたが、平成29年度からの勤勉手当率については、100分の10引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、6月と12月に分けた規定を改正しまして、第1条で引き上げた一般職の支給率を100分の90を100分の85に、特定幹部職員の支給率を100分の110から100分の105に、それぞれ100分の5引き下げるものでございます。

第2号も同様に、100分の5を引き上げた再任用職員の勤勉手当率を6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、100分の42.5から100分の40に、特定幹部職員の勤勉手当率を100分の52.5から100分の50に、それぞれ100分の2.5引き下げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則の第19項につきましても、勤勉手当率を6月と12月に振り分け、同じ率にするための引き下げる改正に伴い、減額対象職員が減額になる勤勉手当減額対象額に乗じる率も同じ率にするため、引き下げるものでございます。この第2条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正の施行につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料3をお願いいたします。

第3条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第7条の規定につきましては、特定任期付職員の給料月額を第1号、第2号それぞれ1,000円引き上げるものでございます。

次に、第8条第2項の規定につきましては、裏面をお願いいたします。

特定任期付職員に支給する平成28年12月の期末手当率を100分の10引き上げるもので、12月の支給率100分の157.5から100分の167.5に改正するものでございます。この第3条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正の適用につきましては、平成28年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料4をお願いいたします。

第4条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第8条第2項の改正につきましては、先ほど参考資料3で説明しました第3条で、平成28年12月に支給する期末手当率を100分の10引き上げる改正を行いましたが、平成29年度から期末手当率については、100分の10引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、第3条で改正しました100分の167.5を100分の162.5に100分の5引き下げるものでございます。この第4条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正の施行につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

最後に、参考資料5をお願いいたします。

今回、提出させていただいた改正議案の附則についてご説明申し上げます。

附則第1項、第2項は、先ほどまで順次説明させていただいております施行日及び遡及適用日についての規定でございます。

第3項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするみなし規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第4項は、今回、改正する扶養手当の改正について、平成30年3月31日までの間における特例措置の規定でございます。規定内容としましては、配偶者の扶養手当は、平成29年度は1万円として、平成30年度に改正後の6,500円にするものと、子及び孫については、平成29年度8,000円として、平成30年度に改正後の1万円にするもので、それぞれ平成29年度のみ段階的に引き下げ、引き上げを行い、平成30年度から改正後の額にするものと、そのために必要な届け出等の特例措置の内容となっております。

次のページ、第5項は、この条例の施行に関しての規則への委任規定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第60号について、石川税務課長。

〔税務課長石川 篤君登壇〕

○税務課長（石川 篤君） それでは、議案第60号 利根町税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の条例改正は、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する、相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、利根町税条例の一部を改正するものです。

今回の税改正の背景は、日本と諸外国における国家間では、所得に対する二重課税の回避などを目的とし、租税条約が締結されております。条約に締結された内容については、国内法が整備され、町税条例においても国税の取り扱いに準じた規定について、平成26年に改正を行い、平成28年4月1日より施行しております。しかし、日本と経済関係が緊密な台湾は、日本政府が国家として承認していない地域であるため、租税条約締結国の取り扱いができませんので、今回、日本・台湾間の健全な投資、経済交流を促進するため、日本・台湾の民間窓口機関の間で、租税条約に相当する内容の日本・台湾間租税取り決めが結ばれ、それぞれの地域において必要とされる手続を行うこととなり、規定された内容を日本で実施するため、国内法の規定の整備改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案第60号参考資料、利根町税条例新旧対照表でご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例規定を追加するものです。第1項は、所得割の納税義務者が支払いを受ける特例適用利子等については、他の所得と区分した分離課税とし、100分の3の税率を適用すると規定するものです。第2項は、特例適用利子等に所得割を課した場合における読みかえ規定を定めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第1号は、特例適用利子等の所得がある納税義務者は、総所得金額に特例適用利子等の所得を加算し、所得控除を行うと規定するものです。第2号は、第1号と同様に、総所得金額に特例適用利子等の所得を加算し、そこから税額控除を行うと規定するものです。第3号は、町民税に係る所得の計算をするときに、所得税に係る申告等を行った場合は、申告書に記載された金額を基準として算定するという規定に、特例適用利子のほか、特定対象懸賞等に係る一時所得、特定対象給付補填等に係る雑所得についても加えると規定するものです。

3 ページをお願いいたします。

第4号は、個人町民税の所得割の課税、または非課税を判断する際の所得金額に、特例適用利子等の額を加えると規定するものです。第3項は、所得割の納税義務者が支払いを受ける特例適用配当等の額についての規定を追加するものです。

先ほど、第1項で説明しました特例適用利子同様、他の所得と区分した分離課税とし、100分の3の税率を適用すると規定するものです。第4項は、特定適用配当等について、期限内に申告した場合のみ所得とみなすと規定するものです。

4ページをお願いいたします。

第5項第1号から第4号は、特例適用配当等の額に所得割を課した場合における読みかえ規定を定めるもので、先ほど説明しました第2項の第1号から第4号の特例適用利子同様、特例適用配当等も所得に加え、所得控除、税額控除を行うと規定するものです。

以上、説明させていただきました附則第20条の2の追加規定は、台湾のみを対象とした改正で、日本と台湾の双方の居住者に該当する者について、恒久的居住の所在などを基準とした振り分けルールに基づき、台湾の居住者に振り分けられたものにあつては、日本の非居住者とみなし、台湾居住者が有する事業所得のうち、日本国内にある事業所などに起因しないものなどについて非課税とし、日本の企業などを通じ、支払いを受ける利子、配当について、源泉徴収を廃止し、分離課税で3%の町民税を課税することとなります。

町民税だけに限れば、租税条約締結国の取り扱いと同様の取り扱いとなるものです。

次に、5ページから9ページに記載の附則第20条の3は、附則第20条の2の新設に伴う条ずれ及び文言整理等の改正でございます。

最後に10ページをお願いいたします。

附則で、施行期日は平成29年1月1日からです。経過措置として、施行日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の住民税について適用になります。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第61号及び議案第62号について、武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長武藤武治君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 議案第61号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、利根町独自の子育て支援策である医療福祉費支給の助成制度について、その対象者を高校生相当まで拡大し、保護者の医療費に係る経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するため、提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は目的の規定で、対象として、「高校生相当」を加えるものでございます。現在、利根町では、出生から15歳、中学3年生まで保護者の所得制限を設けずに、医療費を助成

しておりますが、さらなる子育てしやすい環境づくりの推進と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、対象年齢を高校生相当まで拡大するものでございます。

次に、第2条は、定義の規定で、第3号として、「高校生相当 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を加えるものでございます。

裏面の2ページをごらんください。

第4条の2は、控除額の支給の規定で、対象者の説明として、「小児」を「出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものでございます。

現在、子育て支援策として、町単独で小児であるゼロ歳から15歳まで、外来、入院ともに自己負担金を助成しておりますが、高校生相当まで拡大することに伴い、外来、入院ともに、この自己負担金を助成する対象年齢を引き上げるものでございます。

附則としまして、第1項の施行期日は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項の経過措置は、この条例の施行日である平成29年4月1日の前日までの診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

それでは、議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、所得税法等の一部改正と、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、利根町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、日本国内居住者、または内国法人が外国、これは台湾を指しますが、台湾に所在する法人等を通じて、日本国内において利子及び配当等を得た場合、これまでは所得として算定されておりましたが、今回の改正により、申告分離課税の区分が設けられ、新たに申告義務が課せられました。そのため、この利子及び配当等、これを特例適用利子等及び特例適用配当等といいますが、その額を利根町国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

この法律改正の背景、経過につきましては、先ほど、議案第60号 利根町税条例改正の中で、石川税務課長が日本と台湾との関係について説明しましたとおり、正式な国交がない日本と台湾は租税条約がないため、日本と台湾双方の民間窓口機関により、租税条約に相当する取り決めが平成27年11月26日に締結されました。この取り決めに基づき行われた国内法の整備が、今回の所得税法等の一部改正や外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正でございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

今回の改正部分は、附則のところでございまして、新たに二つの項を追加するものでございます。

1 ページをごらんください。

改正案の第13項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。上から6行目、内容を要約して申し上げますと、特例適用利子等または特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合は、国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、本則の関係する条文を読みかえる規定でございます。

2 ページをお開き願います。

次に、第14項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。上から5行目、内容を要約して申し上げますと、特例適用配当等または特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合は、国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、本則の関係する条文を読みかえる規定でございます。

次に、第15項以下は、項の追加により2項ずつ繰り下げを行ったものでございます。

3 ページをごらんください。

附則としまして、第1項の施行期日は平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、第2項の適用区分は、条例の施行日である平成29年1月1日以後に支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等について適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 以上で、議案第57号から議案第62号までの補足説明が終わりました。

お諮りします。

議案第57号から議案第62号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を13時20分とします。

午後零時09分休憩

---

午後1時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第

5号)から日程第15, 議案第68号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの6件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井原正光君) 異議なしと認めます。

それでは, 日程第10, 議案第63号から日程第15, 議案第68号までの6件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず, 議案第63号について, 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長(飯塚良一君) それでは, 議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算(第5号)につきまして, 補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表, 繰越明許費は, 款9教育費, 項2小学校費, 事業名が小学校建設事業でございます。これは, 文間小学校屋内運動場の大規模改造工事でございます。財源に国庫補助金を充てることを前提にしていたものでございます。先般, 国の補正予算におきまして, これが決定したことを受けまして, 今年度中に工事に着手するわけでございますが, 年度内に工事が終わらない見込みであるため, 繰越明許費を設定するものでございます。

次に, 第3表, 債務負担行為補正で, 最初の議会会議録反訳委託から同じページの下から2番目の防災行政無線保守点検委託までの15件の事業につきましては, 平成29年4月から業務を実施したいということで債務負担を行うものでございます。期間といたしましては, 平成28年度から29年度までで, 各事項の限度額につきましては記載のとおりでございます。

その下の自動体外式除細動器(AED)賃貸借につきましては, 期間を平成28年度から33年度まで限度額を632万8,000円に設定するもので, 現在リース中のAEDのリース期間満了に伴い, 平成29年4月1日から新たな機器に入れかえる必要があるため, 債務負担を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表の続きになりますが, 公用車リース事業につきましては, 期間を平成28年度から34年度まで限度額を247万円に設定するもので, 平成10年5月登録の公用車を平成29年5月に車検期間完了をもって廃車することに伴いまして, 事務手続及び納車までの期間を見込み, 債務負担を行うものでございます。

次の, 校務ネットワーク・セキュリティ対策サーバ賃貸借につきましては, 期間を平成28年度から33年度まで, 限度額を3,149万3,000円に設定するもので, 現在, 使用中のセキュリティ対策サーバ及びネットワーク機器の保守が終了することに伴い, 平成29年4月1

日から新たな機器に入れかえる必要があるため債務負担を行うものでございます。

次に、第4表、地方債補正でございますが、起債の目的が小学校大規模改造事業債でございます。これは、限度額5,300万円を6,980万円に増額するものでございます。これは、事業費に対する起債充当率が75%から100%になったことから限度額を引き上げるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款9地方交付税、目1地方交付税は1億5,456万1,000円を増額するものでございます。

これは、龍ヶ崎地方塵芥処理組合において、長寿命化を図るための基幹的設備工事予算の財源変更を行ったことから、構成市町でそれぞれ震災復興特別交付税を予算措置するもので、平成28年度においても当該事業が東日本大震災復興・復興事業の交付金事業となり、起債ではなく交付税措置となったことによるものでございます。

款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金は、792万5,000円を増額するものでございます。

まず、節1社会福祉費負担金でございますが、障害者自立支援給付費負担金は、申請件数の増加によるもの。その下の障害児施設措置費負担金は、サービス利用者の増加に伴い給付費の国庫負担分を見込んだものでございます。

節2児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。歳出における保育所委託料支給事業及び施設型給付費支給事業において、入所児童、特に低年齢児の増加及び公定価格の改定による保育単価の増加に伴い、給付費の国庫負担分を見込んだものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は41万7,000円を増額するものでございます。

これは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。総務省分と厚生労働省分をあわせまして補助額を追加で見込むものでございます。

目2民生費国庫補助金は、12万7,000円を増額するものでございます。これは、子ども・子育て支援交付金でございます。保育所補助金事業における国の補助基準額の引き上げ及び放課後対策事業の事業費増額に伴い補助額を追加で見込むものでございます。

目5教育費国庫補助金は81万4,000円を増額するものでございます。これは、学校施設環境改善交付金でございます。文間小学校屋内運動場大規模改造工事にかかわる補助金の配分基礎額の増と事務費に対する補助額を追加で見込むものでございます。

次に、款14県支出金、目1民生費県負担金は401万4,000円を増額するものでございます。

まず、節1社会福祉費負担金でございますが、これは、先ほどご説明いたしました国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金は、申請件数の増加によるもの。また、障害児施設措置費負担金につきましては、サービス利用者の増加に伴い、給付費の県負担を見込むものでございます。

次に、節3後期高齢者医療費負担金は、保険基盤安定負担金として後期高齢者医療の保

除料軽減分として交付されるもので、今年度の負担金の決定によるものでございます。

次に、節4児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。国庫負担金と同様に、歳出における保育所委託料支給事業及び施設型給付費支給事業において、入所児童の増加及び公定価格の改定に伴う保育単価の増加に伴い、給付費の県負担分を見込むものでございます。

11ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金は12万7,000円を増額するものです。これは、子ども・子育て支援交付金でございます。国庫補助金と同様に、保育所補助金事業における国の補助基準額の引き上げ及び放課後対策事業の事業費増額に伴い補助額を追加で見込むものでございます。

目3衛生費県補助金は、2万5,000円を増額するものでございます。これは、予防接種事故対策費補助金でございます。予防接種法施行令の一部改正により、給付額が増額になったものでございます。

目4農林水産業費県補助金は、1,156万円を増額するものでございます。これは、担い手確保・経営強化支援事業補助金で、農地中間管理機構を活用している地区において、地域の担い手が農業用機械を導入するため借り入れた融資残額に対し、事業費の2分の1を限度に補助されるものでございます。

款16寄附金、目2総務費寄附金の8万円の増額は、がんばる利根町応援寄附金でございます。4月から44件の寄附がありまして、当初予算を上回ったことによる増額でございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金の1,858万4,000円の増額は、今回の補正予算の財源に充てるために基金から繰り入れるものでございます。

目5利根町義務教育施設整備基金繰入金の1,000万円の減額は、文間小学校屋内運動場大規模改造工事の起債限度額が75%から100%になったことに伴い、基金から繰り入れて財源に充てていた分を基金に繰り戻すものでございます。

項2特別会計繰入金、目4後期高齢者医療特別会計繰入金の105万1,000円の増額は、平成27年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴う余剰分を特別会計から繰り入れるものでございます。

款19諸収入、目3雑入の2万2,000円の増額は、農業者年金業務委託手数料で、交付額の決定によるものでございます。

款20町債、目6教育費の1,680万円の増額は、文間小学校屋内運動場大規模改造事業における、小学校大規模改造事業債の起債充当率の変更によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1議会費から款9教育費までの人件費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、本定例会に提出しております議案第57号、58号、59

号による給与条例等の一部改正によるものでございますので、それ以外の主なものにつきましてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、目3財政管理費の195万3,000円の増額は、財政事務費の震災復興特別交付税返還金でございまして、震災復興特別交付税の対象となった事業の事業費確定に伴う返還金でございます。

目9行政事務改善費につきましては、歳入でご説明いたしました社会保障・税番号システム整備費補助金の増額に伴い、そのうち総務省分を財源に充てるため、財源内訳を変更するものでございます。

次に、項2徴税费でございます。15ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費の32万1,000円の増額は、まず、賦課徴収費の印刷製本費につきましては、再交付納付書の在庫補充のため。また、手数料につきましては、コンビニエンスストアでの店頭納税件数の増加に伴い計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費の106万7,000円の増額は、人件費の増額分を除き、111万4,000円を増額するものでございまして、まず、自立支援医療事業の過年度障害者医療費国庫負担金返還金につきましては、平成27年度障害者自立支援医療給付費負担金の額の確定に伴う返還金でございます。

その下の地域生活支援事業の日中一時支援費につきましては、障害者とその家族に対する日中一時支援の利用者及び利用回数の増加に伴い計上するものでございます。

その下の障害福祉サービス事業の補装具給付金につきましては、補装具の給付申請件数の増加に伴い計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

目5医療総務費の45万1,000円の増額は、人件費の増額分を除き26万7,000円を増額するもので、これは、国民健康保険特別会計繰出金でございまして、給与条例の改正に伴う人件費の増額分を特別会計に繰り出すものでございます。

目6医療福祉費の203万9,000円の増額は、医療福祉事業の過年度医療福祉費県補助金返還金でございまして、平成27年度医療福祉費県補助金の額の確定に伴う返還金でございまして。

18ページをお願いいたします。

目8介護保険費の17万7,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金でございまして、介護保険特別会計地域支援事業費の減額補正に伴い繰出金を減額するものでございます。

目11後期高齢者医療費の17万4,000円の増額は、人件費の増額分を除き、7万円を増額するもので、これは後期高齢者医療特別会計繰出金でございまして、平成28年度の後期高齢者医療保険基盤安定納付金の額が確定したことから、特別会計に繰り出すものでござい

す。

19ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費の480万5,000円の増額は，人件費増額分を除き，432万6,000円を増額するもので，これは，障害児施設措置費給付費でございまして，サービス利用者の増加及びサービス提供事業所における指導員加配加算等の増加により，単価が上がったことにより計上するものでございます。

目2 児童措置費の1,199万7,000円の増額は，まず，保育所委託料支給事業でございしますが，入所児童の増加及び公定価格の改定に伴う保育単価等の増加に伴い，各園への委託料を計上するものでございます。

その下の保育所補助金事業でございしますが，20ページをお願いいたします。

一番上の地域子育て支援拠点事業費補助金でございしますが，これは，国の補助基準額の引き上げに伴い増額するものでございます。施設型給付費支給事業につきましては，管外の幼稚園，認定こども園利用者の増加及び公定価格の改定に伴う保育単価等の増加に伴いまして各園への給付費を計上するものでございます。

目4 放課後児童健全育成事業の3万4,000円の増額は，放課後児童対策事業の消耗品で，放課後児童クラブの消火器及び支援員の研修テキスト代を計上するものでございます。

款4 衛生費，目1 保健衛生総務費の79万9,000円の増額でございしますが，人件費増額分を除き54万2,000円を増額するもので，次の21ページになりますが，保健衛生事務費の健康管理システム改修委託として，社会保障・税番号制度に対応するための改修委託費を計上するものでございます。

母子保健事業の過年度母子保健衛生費等国庫負担金返還金は，平成27年度の母子保健衛生費等国庫補助金の確定に伴う返還金でございします。

目2 予防費の3万3,000円の増額は，予防接種事業の予防接種事故障害年金及び予防接種事故障害医療手当でございまして，予防接種法施行令の改正により給付額が増額されたものでございます。

目4 環境衛生費の31万5,000円の増額は，人件費増額分を除き15万3,000円を増額するもので，これは放射線対策事業の修繕費でございまして，放射線測定器の修理代を計上するものでございます。

22ページをお願いいたします。

項2 清掃費，目2 塵芥処理費の1億5,456万1,000円の増額は，塵芥処理事業費の龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金で，歳入でご説明いたしましたとおり，施設の長寿命化を図るための工事の予算の財源構成の変更に伴いまして，特別交付税を歳入で見込み，これを組合への負担金として計上するものでございます。

22ページから23ページにかけてになりますが，款5 農林水産業費，目1 農業委員会費12万8,000円の増額は，人件費の増額分を除き2万2,000円を増額するもので，これは，農業

者年金事務費の消耗品でございまして、農業者年金リーフレットの購入費を計上するものでございます。

目3 農業振興費の1,156万円の増額は、担い手確保・経営強化支援事業の補助金でございまして、全額県補助金を充てるもので、歳入でもご説明いたしましたが、農地中間管理機構を活用している地区の担い手の農業用機械導入に対する補助金でございます。

24ページをお願いいたします。

目5 農地費の350万円の増額は、豊田南用水地盤沈下対策事業負担金でございまして、国の補正予算に伴い事業増加分の負担金を計上するものでございます。

27ページをお願いいたします。

款9 教育費、目1 学校管理費の134万6,000円の増額は、人件費増額分を除き120万2,000円を増額するもので、まず、中学校設備整備事業の校内電話設備更新工事では、利根中学校の電話設備を新たなものに更新するための工事費を計上するものでございます。

その下の中学校施設維持補修事業の修繕費は、設備の修繕が多く発生していることから、今後の修繕に備えるための費用を計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款11 諸支出金、目5 がんばる利根町応援基金費の8万円の増額は、がんばる利根町応援寄附金として、これまで44件の寄附があり、当初予算を上回ったことにより積立額を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第64号について、武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長武藤武治君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） それでは、議案第64号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

今回の補正は、医療費の伸びによるものが主な内容でございます。9ページをお開き願います。

歳入でございしますが、款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 高額医療費共同事業負担金で255万9,000円の増額でございます。これは、高額医療費の伸びによるもので、歳出の高額医療費拠出金の増額に伴い、拠出額の4分の1ずつが、それぞれ国と県から交付されるものでございまして国分の計上でございます。

続きまして、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金で255万9,000円の増額でございます。これは、ただいま申し上げました国庫支出金と同様で、拠出額の4分の1の県分の計上でございます。

続きまして、款 8 繰入金，項 1 他会計繰入金，目 1 一般会計繰入金で 26 万 7,000 円の増額でございます。これは、本定例会に提案中の給与条例の一部改正に伴う職員給与費の増額で、一般会計からの繰り入れ分でございます。

続きまして、項 2 基金繰入金，目 1 財政調整基金繰入金で 1 億 9,504 万 4,000 円の増額でございます。これは、歳出予算に計上した財源の調整分でございます。

10 ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございます。

款 1 総務費，項 1 総務管理費，目 1 一般管理費で 26 万 7,000 円の増額でございます。これは、ただいま歳入でも申し上げました給与条例の一部改正に伴う職員給与費の増額でございます。

続きまして、款 2 保険給付費，項 1 療養諸費，目 1 一般被保険者療養給付費で 1 億 2,993 万 8,000 円の増額でございます。これは、医療費の伸びによるもので、現在、国保被保険者の半数以上約 52% は 65 歳から 74 歳までの前期高齢者が占めておりまして、前年の同時期より 2.7 ポイント増加しております。療養給付費全体の約 7 割が前期高齢者分の費用であり、前年より入院、入院外、調剤ともに件数、日数、1 件当たりの費用額が増加しておりまして、当初の見込額より増加したため増額するものです。

続きまして、項 2 高額療養費，目 1 一般被保険者高額療養費で 5,998 万 6,000 円の増額でございます。これも医療費の伸びによるもので、先ほど申し上げました 65 歳から 74 歳までの前期高齢者のうち約半数が 70 歳以上の高齢者であります。この 70 歳以上の高齢者の増加により、前期高齢者の中でも 70 歳以上の高齢者の自己負担限度額は、70 歳未満より低いいため、高額療養費に該当する割合が多くなっております。さらに、最近のニュース等でもご存じのことと思いますが、高額医薬品の保険承認により高額療養費が伸びております。特に、進行した肺がん等の治療薬として効果のあるオプジーボや、C 型肝炎治療薬のソバルディやハーボニーなどの新薬は薬価が高額で、本町でも増額要因の一つとなっております。

11 ページをごらんください。

続きまして、款 7 共同事業拠出金，項 1 共同事業拠出金，目 1 高額医療費拠出金で 1,023 万 8,000 円の増額でございます。これも医療費の伸びによるもので、対象となる月額 80 万円以上の高額な医療費がふえているためで、ただいま申し上げました肺がんや C 型肝炎治療などの新薬で、高額な医薬品が保険承認になったことなどによりまして、県全体の高額医療費共同事業交付金が、当初見込み額の 82 億円より増加しております。現在までの交付状況等から推計しますと 100 億円が見込まれることから、拠出金の増額となりました。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。18 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。

2 件ございまして、まず 1 件目は、国保診療所の医療事務に係る業務委託でございます。

これは、国保診療所における窓口や診療報酬請求業務等の医療事務を専門の業者に委託

して業務を行うもので、平成29年4月1日から実施したいので設定するものです。期間は、平成28年度から平成29年度まで、限度額は715万9,000円でございます。

続きまして、2件目は、国保診療所の日常清掃に係る業務委託でございます。これは、国保診療所の診察室を初め、検査室や待合室、トイレなどの日常清掃業務を業者に委託して行うもので、平成29年4月1日から実施したいので設定するものです。期間は、平成28年度から平成29年度まで、限度額は95万1,000円でございます。

20ページをお開き願います。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で35万3,000円の増額でございます。これは、歳出予算に計上した財源の調整分でございます。

21ページをごらんください。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費で25万1,000円の増額でございます。これは、事業勘定と同様で、給与条例の一部改正に伴う職員給与費の増額でございます。

続きまして、款2医業費、項1医業費、目1医療用機械器具費で10万2,000円の増額でございます。これは、医療用機器で、診療に必要な血液凝固測定装置の購入でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第65号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第65号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で376万6,000円の減額でございます。これにつきましては、4月の人事異動に伴います人件費の減によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で9万1,000円の増額でございます。これにつきましては、給与改定に伴います人件費の増額でございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で385万7,000円の減額でございます。これにつきましては、4月の人事異動に伴います人件費の減額でございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第66号について、大津環境対策課長。

〔環境対策課長大津善男君登壇〕

○環境対策課長（大津善男君） それでは、議案第66号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

補正予算書の2ページ目をお開き願います。

第1表の債務負担行為でございます。これは、利根町営霊園環境整備業務委託でございます。町営霊園内の清掃、除草、樹木の剪定などの業務委託を、平成29年4月より実施したいための債務負担行為を行うものであります。期間としては、平成28年度から平成29年度までで限度額につきましては451万5,000円でございます。

以上で、議案第66号の補足説明を終わりにします。

○議長（井原正光君） 次に、議案第67号について、石田福祉課長。

〔福祉課長石田通夫君登壇〕

○福祉課長（石田通夫君） それでは、議案第67号 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金、総合事業以外の事業で35万5,000円の減額。

次に、款5県支出金、項3県補助金、目2地域支援事業交付金、総合事業以外の事業で17万7,000円の減額。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4地域支援事業繰入金、総合事業以外の事業で17万7,000円の減額。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で20万円の減額。歳入合計90万9,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、4月の人事異動によるもの、または、人事院勧告に基づく職員給与条例の改正により、地域包括支援センター職員3人分の人件費分を減額するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款3地域支援事業費、項1包括支援事業・任意事業費、目1総務費90万9,000円の減額でございますけれども、理由は、歳入で説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 次に、議案第68号について、武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長武藤武治君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 議案第68号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目3保険基盤安定繰入金で7万円の増額でございます。これは、平成28年度保険基盤安定納付金の確定に伴うものでございます。

続きまして、款5諸収入、項3雑入、目4雑入で105万1,000円の増額でございます。こ

これは、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金で、平成27年度負担金の精算分でございます。

5 ページをごらんください。

歳出でございますが、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金，項 1 後期高齢者医療広域連合納付金，目 1 後期高齢者医療広域連合納付金で 7 万円の増額でございます。これは、平成28年度保険基盤安定納付金の確定に伴うものでございます。

続きまして、款 3 諸支出金，項 2 繰出金，目 1 一般会計繰出金で105万1,000円の増額でございます。これは、平成27年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴い、町負担金の超過分を一般会計に返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 以上で、議案第63号から議案第68号までの補足説明が終わりました。

お諮りします。

議案第63号から議案第68号までの 6 件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第69号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

寺田学校教育課長。

〔学校教育課長寺田 寛君登壇〕

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第69号 利根町教育委員会委員の任命について、補足してご説明申し上げます。

この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会委員に、下記の者を任命したいので、同意を求める。

- 1 住 所 茨城県北相馬郡利根町大字羽根野800番地314
- 2 氏 名 武谷昭子氏
- 3 生年月日 昭和12年12月11日

その他略歴等につきましては、お配りしております参考資料をご参照していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第69号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

補足説明を求めます。

清水総務課長。

〔総務課長清水一男君登壇〕

○総務課長（清水一男君） それでは、議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回、同意を求めております鈴木智恵子氏が、平成28年12月31日付で任期満了となることから、引き続き委員をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

- 1 住 所 利根町大字惣新田1762番地
- 2 氏 名 鈴木智恵子氏
- 3 生年月日 昭和32年12月6日

以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第70号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第71号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

坂田生涯学習課長。

〔生涯学習課長坂田重雄君登壇〕

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、議案第71号の説明の前に、申しわけありませんが、参考資料の訂正をお願いいたします。参考資料の3番の下から3行目なのですが、「地区コミュニテ」を「地区コミュニティ」にご訂正をお願いします。

それでは、議案第71号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてにつきまして補足しまして説明申し上げます。

布川地区コミュニティセンターにつきましては、指定管理者制度を導入しまして、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、取手市の総合建物サービス株式会社に管理を委託しております。今年度末で指定管理期間が満了となることから、選定しました指定管理者について承認を求めるものでございます。

平成28年8月から、布川地区コミュニティセンターの指定管理者の募集を行いまして、応募団体は、利根町シルバー人材センターの1団体のみでありました。10月21日に利根町指定管理者選定委員会を開催しまして、利根町コミュニティセンター条例第18条の規定に基づき、慎重に審査をした結果、利根町シルバー人材センターを布川地区コミュニティセンターの指定管理者候補団体として決定をしております。よって、布川地区コミュニティセンターを利根町横須賀1291番地1,利根町シルバー人材センター,理事長安藤 晃氏に、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、利根町コミュニティセンター条例第13条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6号の規定により提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第71号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第19, 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

補足説明を求めます。

岡野住民課長。

〔住民課長岡野寛之君登壇〕

○住民課長（岡野寛之君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足してご説明申し上げます。

これは、現委員の任期満了に伴うものでありまして、引き続き人権擁護委員の候補者と

推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞くため、提案するものでございます。

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

1 住 所 利根町大字羽根野900番地31

2 氏 名 古田吉光氏

3 生年月日 昭和26年9月10日

なお、略歴につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

諮問第1号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第20、議員派遣の報告を行います。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣したものであります。

ここで、報告を求めます。

まず、派遣件名、市町村議会議員特別セミナー、災害に強い地域づくりについて。

石山肖子議員、報告願います。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 平成28年10月24日と翌25日、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）におきまして、平成28年度の市町村議会議員特別セミナーを議員5名が受講してまいりました。

テーマは、「災害に強い地域づくり」で、4名の講師のお話をお伺いいたしました。それぞれの講演について要旨をお伝えいたします。

講演1、東京大学地震研究所副所長、古村孝志氏による「巨大地震と津波、そして火山噴火、発生メカニズムと備え」というテーマにおきまして、四つの特徴をお聞きいたしました。

2016年熊本地震の特徴について、揺れの周期が1から2秒の成分が強く、木造家屋の被害に直結したこと、軟弱地盤による揺れの増幅を上げられました。

日本の高い地震活動について述べられました中で、特に参考になりました点は、政府の特別機関、地震調査研究推進本部が公表しております日本の内陸活断層の長期評価（30年

発生確率)においては、確率1から5%でも高いと認識しなければならないこと。これは、地震発生間隔が長いため、30年発生確率は数%より大きくなることに注意すること。また、地震動予測地図は、安全地図ではないということを強調されておられました。

3番目に、南海トラフ巨大地震の想定について、ポイントを挙げられました。南海トラフ地震の津波の想定につきましては、既往最大級津波に加えて、最大級津波、この二つに分けて、その意味、扱いを十分考えることが大事であるとのことでした。

4番目に、地震発生予測に向けた科学的アプローチについて紹介がございました。海上保安庁海洋情報部の音響トランスポンダの海底設置による海底地殻変動観測、防災科学技術研究所の海底ケーブル津波観測網、この二つの展開を紹介していただきました。

続いて、講演2について説明いたします。

国立研究開発法人防災科学技術研究所理事長、林 春男氏による「熊本地震から学ぶこと」というテーマでの講演がございました。

阪神淡路大震災以降の20年を振り返り、構造物による高い予防力、これを生かした被害抑止力はまだ不十分であるとのこと。今後の防災・減災のあり方として、予防力プラス回復力イコール、レジリエンスという考え方にに基づき、構造物によらない予防力と回復力の向上を提唱されました。

予防力に関しては、建物の耐震化、また、リスクの転嫁としては、地震保険を挙げられました。建築学会による益城町での悉皆調査、木造建築の建築時期による被害状況の違いから、経年劣化した住宅に住まう高齢者が取り残された場合の多さを挙げられまして、堅牢・不燃の住宅建てかえを推奨されました。

対応力に関しましては、今回の熊本地震におきまして、防災科学技術研究所の二つの試みを紹介いただきました。

4月16日より災害リスク情報利活用システム、これを用いまして、熊本県庁への支援を開始。防災関係者の情報共有、状況認識の統一では、道路閉鎖状況、避難所の位置と避難者数、上水道の復旧、これらの情報のマップを作成、そして、これらの組み合わせ表示を行い、防災関係機関向けサイトを立ち上げたそうです。

また、自然災害情報室は、熊本地震災害において、クライシスレスポンスサイトを立ち上げ、リアルタイムに情報を公開したそうです。

それから、6月30日より、熊本地震復旧・復興支援本部を設置し、その後、支援活動の中心を、この復興支援本部と位置づけ、効果的な生活再建のための被災者台帳による生活再建支援システム、これを活用した被災自治体による、建物被害認定調査、罹災証明書発行のためのデータベース構築を支援したそうです。

続きまして、東京大学生産技術研究所の目黒公郎氏による「災害情報の有効な利活用と危機管理、災害対応におけるメディアとの連携と災害報道」というテーマで、講演をお聞きしました。

目黒公郎氏は、東日本大震災の特徴から、災害レジリエンスの高い社会を目指した復興のビジョンとして、将来の繁栄の礎となる創造的復興を提示されました。

1 番目に、総合的な災害管理、被害軽減・減災、予知・予見、早期警報、被害評価、災害対応、復旧・復興。加えまして、災害情報とコミュニケーション・リスクマネジメントとクライシスマネジメントが重要であるとおっしゃいました。特に印象に残りましたのは、担い手についての対策でございます。自助、共助、公助これには順番があり、公助より共助、共助より自助のほうが重要であり、順番を考えて、それぞれの自治体で対策を練っていくことが重要であるということでございます。

防災対策の具体化に際して、今回、目黒公郎氏からは、災害イメージングの重要性をお伺いいたしました。イメージできない状況に対して適切な準備をするという矛盾がある、このことを指摘されまして、「目黒メソッド」「目黒巻」というツールの利用を提案されました。守られる側と守る側という個人の持つ二面性を理解し、ぐらっときたら、無理していろいろなことをやらなくてよいすべ、これを事前に考えること。つまり、イメージング能力を身につける防災教育の大切さに言及されました。

ハザードマップの活用の注意点として、群馬大学大学院教授の片田敏孝氏の釜石市防災・危機管理アドバイザーとして実践されました防災教育「釜石の奇跡」も紹介されました。

最後に、明治大学名誉教授、中邨 章氏による、防災と危機管理、副題が期待される地方議会の役割というテーマで講演をお聞きいたしました。

氏は、アメリカ国家行政院のフェローとしての立場からも、東日本大震災時における困難の中の秩序の様子を日本の国民性として強調されておりました。

議員が防災対策に関与することには限界がある、と指摘された上で、行政の課題である災害時の例外と、不規則への対応、非ルーチン化業務体制、特に避難所の課題については、議会は行政の補完を行うべきとの意見でございました。

特に、地方議会としての重要な役割と認識いたしましたのは、情報とデータを収集して、統計情報をもって住民に対応し、被災者、被害者の心理的不安を緩和することや、被災者間の紛争の解決を行うという提案でございました。

さらに、危機対応の制度構築について、三つ提案がございました。

一つ目は、地域防災計画のもとの地域コミュニティでの地区防災計画製作にも議員はかわり、自助、共助、公助のバランスミックスに寄与すること、地域住民のイニシアチブをとる役割です。

二つ目は、議会版BCP（事業継続計画）の作成についてでございました。後方支援策の検討、外国人の保護、女性への対応策などを盛り込むことがポイントだそうです。

三つ目は、危機情報発信について、緊急情報の中でもフリーダイヤルの活用普及、登録制の情報取得について、住民に対して議会よりの啓蒙が重要であると言及されました。その上で、防災教育に議会が取り組むことの意義と方法を示してくださいました。

さらに、図上訓練、タイムライン防災、シェイクアウトの実施などの短期的効果の期待される施策、加えて、自主防災組織の組織率アップという長期的成果が期待される施策は、資金が要らない施策として議会のかかわりが重要になるとのことでございました。

以上で、4講師による講演についての市町村アカデミーでの議員の研修についての報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、平成28年度県南町村議会議員大会について、新井邦弘議員、報告願います。

〔5番新井邦弘君登壇〕

○5番（新井邦弘君） 最後になりますので、皆さん、もう少々おつき合ください。簡潔にお話します。

去る11月8日、利根町公民館において、県南町村議会議員大会が開催されました。

当日は、美浦村、阿見町、河内町、利根町の議員一同が会し、また、各町村の首長並びに県議等を来賓として迎えました。

まず、大会開催に当たり、議会人として、町村のさらなる振興発展を目指し、一致結束し果敢に行動する旨の大会宣言を採択しました。その後、横浜ブリキのおもちゃ博物館の北原照久先生をお迎えし、「夢の実現ツキの10カ条」というテーマで講演がありました。

先生は、ブリキのおもちゃコレクターの第一人者として、世界的にも知られています。現在、テレビ番組の鑑定士としてレギュラー出演、また、CMや各地の講演会、トークショーなどでもご活躍され、近年は千葉県柏市、これはアリオというところなんですけれども、そこにミュージアムをオープンされました。講演では、経験から感じたことをまとめられ、成功まで、すなわち夢を実現するための10カ条などについて講義されました。

中学校に入ったころ、兄と比べられることが嫌で勉強してこなかったため、成績がよくなかったそうです。悪さをして中学校を変わる事になったとき、母の言葉に救われました。「おまえは、花をよけて踏まないようにする優しい子なんだから」。高校に進学したとき、ある先生に言われました。「おまえは、勉強をやればできるんだな」と。人は、一言で生き方を変えてしまうことを身を持って体験したと。

先生は、夢の実現について、1、プラス思考をする。2、関心を持つ。3、感動する。4、感謝する。5、相手も自分も褒める。特に、褒めることをどんどんしてほしいと述べられ、また、常にプラス思考で、ありがとう、ついてる、を口癖にしてほしいと言われました。

このほか、思いを持つ、具体的なイメージで夢を見る、熱く語る、目標に向かって突き進むなど夢の実現の公式についても映像を介しながら講義され、大変意義深く聴講することができました。

また、今講演会は、町村議員を初め、県南町村執行部職員の方々にも、大会後の講演会に参加いただくといった企画となり、講演時には124名という、例年のない参加数となりま

した。

以上、平成28年度県南町村議会議員大会の報告とします。

なお、最後に、今大会は議会議長が会長ということで、大変お疲れさまでした。また、遠山町長には本当に運営に当たりご尽力されましたことを深く御礼申し上げます。

以上です。

○議長（井原正光君） 議員派遣の報告が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

あす、12月7日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後2時26分散会